



再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します

2020年11月27日

同時発表：国土交通省

▶エネルギー・環境

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定した「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始します。

1. 経緯

今般、再エネ海域利用法に基づき、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」における公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

2. 概要

公募占用指針の掲載箇所

- [資源エネルギー庁ホームページ](#)

国土交通省ホームページ

- [秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖](#)
- [秋田県由利本荘市沖\(北側・南側\)](#)
- [千葉県銚子市沖](#)

※なお、希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を2020年12月18日に行います。こちらの詳細については、本公募占用指針第4章(2)「説明会の開催」を御覧ください。

公募占用計画の受付期限

受付の開始：2020年11月27日(金曜日)

受付締め切り：2021年5月27日(木曜日) 17時00分

3. その他